4 地方分権改革・提案募集方式でよく使う用語の解説

● 地方分権改革に関する用語

地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、権限移譲や規制緩和を推進することで、国は、本来果たすべき役割を重点的に担うとともに、住民に身近な行政は、できる限り、地方公共団体が担えるようにする取組である。

権限移譲		国から地方公共団体、又は広域自治体(都道府県)から基礎自治体(市町村)に対して事務・ 権限を移譲させること。
	手挙げ方式	主に国から地方への権限移譲において、全国一律の移譲が難しい場合に、希望する地方公共団体に選択的に移譲すること。
規制緩和		地方公共団体に対して法律等で課されている義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見 直しのこと。
	義務付け・ 枠付け	地方公共団体に対して、条例による自主的な決定又は補正を認めずに、事務の処理又はその方法(手続、判断基準等)を義務付けること。
	必置規制	国が地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関の設置を義務付けること。

第1次地方分権改革において、国と地方の関係を「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと転換させるために、 機関委任事務を廃止したことで、地方公共団体の事務は以下の二つに分類される。

自治事務	地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの。
法定受託事務	国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保 する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。

● 提案募集方式に関する用語

簡易相談	提案を行おうとする地方公共団体等が、事前相談に至る前段階で、提案の対象となるかなど内容等について内閣府に相談すること。 この相談を通じ提案に向けて相談内容のブラッシュアップもできる。 電話、メール等により通年受付(様式等は自由:提案検討補助シート(P.60)もご活用ください)。
事前相談	提案を行おうとする地方公共団体等が、提案事項について事前に内閣府に相談し、提案内容を充実させる取組。提案の前に必ず行うこととしている。首長の了解は不要。

提案		事前相談を経て、地方公共団体等が地方分権改革(権限移譲・規制緩和)に関する提案を行うこと。首長の了解が必要。
共同提案		複数の地方公共団体等が共同で提案を行うこと。複数の支障事例や制度改正による効果が示されることで、地方にとって実効性のある制度改正等につなげることが期待できる。
追加共同提案		上記の「共同提案」とは別に、提案を受け付けた後に、内閣府が各地方公共団体等に対し提案内容を示し、「追加共同提案」の意向や支障事例等の補強に関する照会を更に行い、提案実現の後押しを行うこと。
重点募集テーマ		類似する制度改正等を一括して検討するため、令和2年から設定したもの。重点募集テーマは毎年検討し、2月の地方分権改革有識者会議にて決定される。
地方分権改革有識者 会議		地方分権改革の推進を目的として、地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議に資するため、平成25年4月5日に内閣府特命担当大臣(地方分権改革)決定により開催が決定された会議。現在は通常年4回開催し、提案の取扱い等についても審議を行っている。
	提案募集 検討専門部会	主に重点事項とされた提案の検討・整理を行うため、地方分権改革有識者会議が開催している専門部会。行政法をはじめとする専門家から構成される。
	重点事項	毎年内閣府で受け付けた提案の中で、特に重要と考えられる提案として地方分権改革有識者会議において決定されるもの。時宜にかなったテーマ(例えば、地方創生、デジタル化に資するもの)やこれまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの、専門部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むものなど様々な要素を勘案の上、決定される。重点事項となった提案は、提案募集検討専門部会が中心となって各府省へのヒアリング等を行い、その実現に向け調整を進めていく。
	計画策定等 に関する ワーキング グループ	地方公共団体に対する一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけのあり方について、地方の自主性及び自立性を高める観点から検討を行うワーキンググループ。
地方からの提案等に 関する対応方針		受け付けた提案の対応方針について、内閣府が関係府省と調整を行い、地方分権改革有識者会議の調査審議を経て、例年、年末までに地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うもの。
地方分権一括法		平成26年から導入した提案募集方式における地方公共団体からの提案等を踏まえた「地方からの提案等に関する対応方針」(閣議決定)に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を推進するため、所要の法整備を行うもの。

● 施設・公物管理基準を条例委任する場合の基準分類に関する用語

施設・公物管理基準については、地方分権改革における義務付け・枠付けの見直しにおいて、これまで法令により全国一律に定められていた基準を条例に委任すること等を行っている。

条例へ委任する場合における条例制定の基準については、現行法令では次の3類型がある。

参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる(「参照する行為」は行わなければならない)。
標準	通常よるべき基準。法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、「標準」と異なる内容を定めることができる(「標準」と異なる内容については合理的な理由がなければならない)。
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。

● 法令体系に関する用語

法律	国会の議決を経て制定され、権利の制限、義務を課す等の最も重要な事項が定められている(例:~法、~に関する法律)。
政令	内閣が閣議決定を経て制定する命令であり、法律に基づく具体的な基準や手続、実施方法等が定められている(例:~法施行令)。
府省令	内閣総理大臣(内閣府令の場合)や各省大臣(省令の場合)が制定する命令であり、法律や政令の内容を更に具体化する基準や手続、実施方法等が定められている(例: 〜法施行規則、〜に関する基準)。
告示	内閣総理大臣や各省大臣、委員会や庁の長官が制定し、法令の内容の詳細や基準、分析方法など技術的なルールが定められている。法律、政令、府省令、告示は制定時に官報に掲載される。
通知	特定の相手に対して、一定の事実、処分又は意思を知らせることをさす(例 国→都道府県、都道府県→事業者)。国から地方に対して発せられる文書の形式の名称として用いられる場合は、地方公共団体の事務に関する情報提供や、技術的助言(地方自治法245条の4、地方公務員法59条)をするものである場合が多い。
通達	講学上、上位の機関が下位の機関に対して行う命令又は示達をいい、国の場合は各大臣、 各委員会及び各庁の長官が、所管の機関及び職員に対して行うものをいう。
要綱・要領	事務処理を進めていくための行政内部の指針が定められている。上記の「通知」「通達」のいずれの場合もありうる。